別記様式（第13条、第22条、第24条、第25条、附則第２項関係）

（第１面）

12センチメートル

8センチメートル

第　　号

立入検査職員身分証明書

写　真

職　名

氏　名

生年月日

（印）

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第20条第１項（第37条、第41条第３項、第43条第３項及び附則第５条第３項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。

年　　月　　日交付

厚　生　労　働　大　臣　（印）

（第２面）

社会福祉士及び介護福祉士法（抄）

（立入検査）

第20条　厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることできる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用）

第37条　第10条第３項及び第４項、第11条から第13条まで、第16条から第23条まで並びに第25条から第27条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、――――（中略）――――と読み替えるものとする。

（第３面）

（指定試験機関の指定等）
第41条
３　第10条第３項及び第４項、第11条から第23条まで並びに第25条から第27条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、――――（中略）――――と読み替えるものとする。
（指定登録機関の指定等）
第43条
３　第10条第３項及び第４項、第11条から第13条まで、第16条から第23条まで、第25条から第27条まで並びに第36条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、――――（中略）――――と読み替えるものとする。
（指定登録機関の指定等）
附則第５条
３　第10条第３項及び第４項、第11条から第13条まで、第16条から第23条まで、第25条から第27条まで並びに第36条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、――――（中略）――――と読み替えるものとする。

（第４面）

第54条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。
３　第20条第１項(第37条、第41条第３項及び第43条第３項において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

附則第32条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。
３　附則第５条第３項において準用する第20条第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。